

平成

三十年

五條市議会第一回三月定例会会議録(第四号)

平成三十年三月二十三日(金曜日)

議事日程(第四号)

平成三十年三月二十三日 午前十時開議

第一 議第一号 五條市認定子ども園整備推進実施委員会条例の制定について

議第七号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議第八号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について

議第十号 平成二十八年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について

議第二十号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更について

議第二十一号 平成二十九年度五條市一般会計補正予算(第八号)議定について

第二 議第二号 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

議第三号 五條市し尿汲取料等審議会条例の制定について

議第四号 五條市観光交流センター条例の制定について

議第九号 五條市手数料徴収条例の一部改正について

議第十三号 五條市国民健康保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議第十四号 五條市国民健康保険条例の一部改正について

議第十五号 五條市介護保険条例の一部改正について

議第二十二号 平成二十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定について

- 議第二十三号 平成二十九年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定について
- 議第二十四号 平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第三 議第 六号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議第二十五号 平成三十年五條市一般会計予算議定について
- 議第二十六号 平成三十年五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十七号 平成三十年五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議第二十八号 平成三十年五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十九号 平成三十年五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第 三十号 平成三十年五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第三十一号 平成三十年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十二号 平成三十年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十三号 平成三十年五條市水道事業会計予算議定について
- 第四 同第 一号 五條市副市長の選任について
- 第五 同第 二号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第六 同第 三号 五條市公平委員会委員の選任について
- 第七 同第 四号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同第 五号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同第 六号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第八 発議第 一号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書について

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	藤富	吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉野	牧岡	平田	養全	伊谷
龍美	美雅	雅耕	耕			佳		雅清	全	賢	
雄子	恵	範司	司	実孝	孝秀	秀正	正一	一司	司康	康	司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	理事
太	檜	堀	山
田	内	内	田
好	成	伸	和
紀	吉	起	宏



事務局主任 芳 田 佳 名 子  
速記者 柳 ケ 瀬 五 美

午前十時零分開会

○議長（平岡清司）ただいまから、去る九日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

初めに、やまと広域環境衛生事務組合の議会の報告があります。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長から発言の許可をいただきましたので、平成三十年やまと広域環境衛生事務組合第一回臨時会、第一回定例会の報告をいたします。

まず、一月十六日、午後四時二十五分から、御所市やまとクリーンパーク三階会議室において開催されましたやまと広域環境衛生事務組合議会平成三十年第一回臨時会の報告をいたします。

会議では、まず、管理者の東川御所市長から議会招集の挨拶があり、議席の指定及び会議録署名議員の指名の後、本臨時会の会期を一日とすることが決定されました。

続いて、田原本町議会の組合議員の交代により、副議長が不在となったため、副議長選挙が指名推選により行われ、田原本町議会の植田昌孝議員が副議長に就任されました。

続いて、議案審議に入り、平成二十八年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、平成二十八年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、やまと広域環境衛生事務組合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについての三議案を議題とし、管理者に提案理由の説明を求めました。

まず初めに、平成二十八年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成二十八年度予算より平成二十九年度予算へ繰越すべき事業費が確定しましたので、新ごみ処理施設建設工事費で、三十四億五千五百三十六万一千円、新ごみ処理施設建設工事設計・施工監理業務、九百二十万一千円、待機所用地購入費、一千五十六万三千円を繰越したものであるとの説明を受け、

議員から、「繰越した財源内訳として未収入特定財源があげられているが、現在ではきちんと収入として入る見通しか。」との質問に対し、「収入として入っている。」との答弁があり、採決の結果、原案のとおり承認されました。

次に、平成二十八年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、平成二十八年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計の歳入歳出決算概要の説明があり、議員から「負担金の内訳について」の質問に対し、「各市町の負担割合について」答弁があり、採決の結果、原案のとおり認定されました。

次に、やまと広域環境衛生事務組合監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつきましては、私、大谷龍雄が選任され、原案のとおり同意されました。

以上、概要を申し上げまして、やまと広域環境衛生事務組合平成三十年第一回臨時会の報告といたします。

続きまして、やまと広域環境衛生事務組合平成三十年第一回定例会の報告であります。

去る、二月十六日、午後三時二十五分から、御所市やまとクリンパーク三階会議室において開催されましたやまと広域環境衛生事務組合議会平成三十年第一回定例会の報告をいたします。

会議では、まず、管理者の東川御所市長から議会招集の挨拶があり、会議録署名議員の指名の後、本定例会の会期を一日とすることが決定されました。

続いて、議案審議に入り、議第一号「平成三十年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算について」を議題とし、管理者に提案理由の説明を求めました。

管理者から、議第一号「平成三十年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算について」、歳入歳出それぞれ七億六千二百二十五千円で、歳入については、第一款分担金及び負担金は、本組合を構成する三市町の負担金で六億七千三百三万円。第二款財産収入は、利子及び配当金で十三万円。第三款繰入金は財政調整基金繰入金八百六十六万三千元。第四款諸収入は、預金利子で三万円。二項雑入、八千七万二千元は、売電収入等であり、歳出については、第一款議会費九万五千円については、議員報酬。第二款総務費については、組合事務運営に伴う諸費用等経常費用の必要見込み額を一般管理費として七千六万七千元。財産管理費として、基金積立金等で八千三百五十六千円。公平委員会費一万六千円。総務管理費合計一億五千四百三十九万九千九百九十九円。監査委員費は、一万五千円。第三款衛生費については、待機所用地造成設計業務委託料、包括的民間委託契約支援業務委託料などで清掃総務費六千七十七万三千元。ごみ処理費は、ごみ処理施設に係る委託料等必要経費五億四千

七十七万三千円、衛生費合計六億百四十七万六千円。第四款予備費九百万円を計上しているとの説明を受け、議員から「いろんな事業が予算化されているが、国・県の支出金がないのか検討していただくべきではないのか。今まで検討していただいて予算議案を上げていただいていると思いますが、支出金が一つもないと感じますので検討していただきたいと思います。」などの意見が出され、慎重審議を経て採決の結果、原案のとおり承認されました。

以上、概要を申し上げます、やまと広域環境衛生事務組合平成三十年第一回定例会の報告といたします。

なお、会議資料につきましては、事務局において保管してありますので、後刻、御清覧いただきたいと思います。

○議長（平岡清司）以上で、やまと広域環境衛生事務組合の議会の報告を終わります。

次に、南和広域医療企業団の議会の報告があります。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十二日、木曜日、午後二時から南奈良総合医療センターにおいて開催されました南和広域医療企業団議会平成三十年第一回定例会の報告をいたします。

本会議では、初めに、南和広域医療企業団、上山企業長から議会招集の挨拶があり、その中で次期企業長に中川幸士氏を選任したとの報告がありました。

続いて、議長の開会宣言及び会議録署名議員の指名に続き、本定例会の会期を一日間とすることが決定され、続いて企業長・副企業長から諸報告がありました。

議案審議では、議第一号「平成三十年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」、議第二号「南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、議第三号「南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、議第四号「南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について」、議第五号「南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について」、議第六号「南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例について」計六件の議案が一括上程され、提案理由の説明があり、慎重審議を期するため、全ての議案が総務委員会へ付託されました。

その後、総務委員会を開催し、付託議案について、理事者側から説明を受け、審査の結果、議第一号から議第六号については、原案のとおり可決することに決しましたが、構成団体の負担金について質疑等があり、説明の後、委員会は終了いたしました。

委員会終了後、本会議が再開され、総務委員長から、議第一号「平成三十年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」は、収益的収支では、収入を百一億三千万円余り、支出を百三億三千万円余りとするもので、この結果、収益的収支は、二億円弱の赤字ですが、減価償却費などを含めた実質収支は、一億二千万円余りの黒字となっているとの報告と、議第二号から議第六号までの付託議案の審査の経過と結果について、慎重審査を経て採決し、全会一致で、原案のとおり可決したことなどの委員長報告があり、付託議案の六議案について採決を行った結果、いずれも原案のとおり可決されました。

続いて、総務委員会の閉会中の継続審査についての申し出を可決し、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料は事務局に保管いたしておりますので、後刻、御清覧願います。

以上、御報告を申し上げまして、南和広域医療企業団議会平成三十年第一回定例会の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（平岡清司）以上で、南和広域医療企業団の議会の報告を終わります。

次に、奈良県広域消防組合の議会の報告があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十七日火曜日、午後二時から奈良県広域消防組合消防本部において開催されました、平成三十年奈良県広域消防組合議会第一回定例会の結果を報告いたします。

本定例会では、初めに管理者の檀原市長から議会招集の挨拶があり、続いて本定例会の会期を一日間とすることが決定され、会議録署名議員の指名に続き議長及び管理者からそれぞれ諸報告並びに行政報告が行われました。

一般質問は質問通告がありませんでした。

引き続き議案審議に入り、損害賠償額の決定の専決処分報告一議案、奈良県広域消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正する条例、奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例及び奈良県広域消防組合の一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正する条例、奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部改正する条例、奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する

条例の一部改正する条例の四議案、平成二十九年度一般会計及び特別会計補正予算の十三議案、平成三十年度一般会計及び特別会計予算の十三議案が提出され、それぞれ議案について提案説明の後、慎重審査を経て採決の結果、全員一致をもってそれぞれ原案のとおり可決・承認され本会議は閉会いたしました。

以上、平成三十年奈良県広域消防組合議会第一回定例会の概要報告とさせていただきます。

○議長（平岡清司）以上で、奈良県広域消防組合の議会の報告を終わります。

意見調整のため暫時休憩いたします。

午前十時十六分休憩に入る

午前十時三十三分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりませんので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）日程第一、議第一号、議第七号、議第八号、議第十号、議第二十号及び議第二十一号の六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会養

田全康委員長。

〔総務文教常任委員長 養田全康登壇〕

○総務文教常任委員長（養田全康）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第一号、議第七号、議第八号議第十号、議第二十号及び議第二十一号の六議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、三月九日の本会議において当委員会に付託され、十二日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者

の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしたものであります。

初めに、議第一号 五條市認定こども園整備推進実施委員会条例の制定については、認定こども園教育保育要領に基づく、教育保育カリキュラムの策定や施設整備に伴い必要な事項や規模など円滑な運営に向けて具体的な調査審議を進める必要があるため、専門的な学識経験を有する者や、子供の保護者が主体的に協議を行い、また学校適正化基本計画と連携して公立認定こども園の整備を進めていくため条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に、平成三十二年までという実施の目標が定められていたはずであり、本来であれば現段階で既に条例ができていなければならず、これから条例の制定に長い時間を要していたのでは間に合わないのではないか。少子化対策の一環として早く進めるべきである。」とただしたのに対し、「阪合部小学校の跡地を利用して平成三十四年からの計画をしているが、これからの地域との協議があり、すぐにはいかならないと思うが、新築のところはできるだけ早く整備を進めたい。」との答弁があり、委員から、実施委員会での協議期間の目標値を定め、協議が長引くことで認定こども園の設置や、先が見えないということのならないようにお願いしたいとの意見がありました。

また、委員から、五條市子ども子育て会議との関係をただしたのに対し、「児童福祉のほうで担当する五條市子ども子育て会議はそのまま存続し、認定こども園整備推進実施委員会では教育委員会で提案している。」との答弁がありました。

次に、議第七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、八月五日の人事院勧告を受け、決定された国家公務員給与に準じ、一般職の職員及び任期付き職員の給与の額、期末又は勤勉手当の支給割合の改定を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、改定により増減した具体的な金額についてただしたのに対し、「今回の給与改定では増額となり、全体で約一千九百万円の増額となる。」との答弁がありました。

次に、議第八号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正については、人事院の退職給与に係る官民比較調査により、国家公務員の退職手当の調整率が引き下げられるもので、国家公務員退職手当法等が改正されたことを受け、本市職員の退職手当についても、これに準じて同様の改正を行うもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、人事院勧告を実施しない場合の交付税措置のペナルティがあるのかをただしたのに対し、「現在のところそのようなことは聞いていない。」との答弁があり、委員から、本市基本給与額の他市との比較についてただしたのに対し、「本市の平成二十九年度のラスパイレズ指数は九五・三であり、県下十二市中十一位である。」との答弁があり、委員から、今回の改正により減額される金額をただしたのに対し、「全体平均で七十万円強くらい下がる。」との答弁がありました。また委

員から、今回の改正、議第八号は人事院勧告によるものなのか、単に国家公務員退職手当法によるものかとただしたのに対し、「今回の改正は国家公務員退職手当法の改正によるものである。」との答弁があり、委員から、人事院勧告でないなら慎重に審議してもよいのではとの意見のほか、他市の状況をただしたのに対し、「十二月議会に上程した四市においては全て可決されている。」との答弁がありました。

次に、議第十号 五條市立学校給食センター設置条例の一部改正については、五條市立学校給食センターの事業の対象に五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校を加えるもので、委員から、給食費の保護者負担額をただしたのに対し、「食事の量を中学生より若干増やすなどのほか、国の補助がないことから、月額五千円を設定している。」との答弁があり、また、委員から、提供できる給食センターのキャパシティをただしたのに対し、「賀名生分校の給食は希望者への提供を予定しており、現在、入寮者や希望者から二十五名の提供希望がある。また給食センターでの現在の調理数は二千二百食程度を調理しており、三十名程度が増えても問題なく提供できるが、最大の調理可能数については、把握していない。」との答弁がありました。

次に、議第二十号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更については、過疎地域自立促進特別措置法第六条第七項の規定により、過疎地、過疎対策における消防防災施設のソフト事業、また、ハード事業として高齢者福祉施設整備事業に過疎対策事業債を充てるため、その変更について議決を求めるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、ハード事業についてただしたのに対し、「今回の改正は、高齢者福祉施設整備事業について、老人憩いの家のトイレを洋式に改装するに当たりこれを追加し、一部変更することで過疎債を充当できるようなものである。」との答弁がありました。

次に、議第二十一号 平成二十九年五條市一般会計補正予算（第八号）議定については、歳入歳出予算及び繰越明許費並びに地方債の補正で、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に、それぞれ二億三千二百五十二万円を追加し、総額を二百六億三千九百三十五万八千円とするものであり、歳出の主な項目については、追加するものとして、職員給与費三千三百四十四万円、ふるさと五條市応援寄附金業務委託料六百七十万円、基金積立金三千二十万三千円、保育所施設型給付費の負担金補助及び交付金一千万円、子どものための教育・保育給付費負担金に係る国庫・県返還金として二千二百二十万八千円、子ども子育て支援交付金に係る国庫返還金七十五万六千円、生活保護費負担金に係る国庫・県返還金二千六百万円、畜産競争力強化整備事業補助金一千六百八十三万五千円、総合体育館設備等浸水対策事業費として委託料及び工事請負費六千六百二十万円、林業施設災害復旧費の需用費及び工事請負費六百九十五万円、農業用施設災害復旧費の需用費及び工事請負費三千九十万円、農地災害復旧費の需用費及び工事請負費一千六百万円、道路橋梁災害復旧費の需用費及び工事請負費四千八百六十万

円、河川災害復旧費の工事請負費一千八百七十万円を計上し、減額するものとして、生活保護世帯が当初の見込みを下回ったことによる扶助費七千万円、環境衛生費の墓地事業特別会計に不用が生じたため繰出金一千九百七十六万円を減額及び都市公園管理費の上野公園園路整備事業について国庫補助金防災安全交付金の認証減に伴う当該事業の見直しによる工事請負費五千万円を減額するものである。

歳入については市税五千万円、分担金及び負担金四百六十七万円、国庫支出金九百三十万円、県支出金六千六百八十八万五千円、寄附金一千三十四万三千円、繰越金七千五百四十五万四千円、市債一千五百四十万円を追加して歳出との均衡を図ったものである。

次に、繰越明許費については、追加事業として、五新線橋梁調査事業の四百六十五万五千円、吉野三山ルートマップ作成事業二百六十一万円、花咲寮整備事業三千七百九万五千円、ごみ中継施設敷地整備事業一億二千八百万円、衛生センター施設解体撤去事業一億二千五百六十三万三千円、畜産競争力強化整備事業一千六百八十三万五千円、(仮称)木質チップ生産施設整備事業一億一千八百九十三万四千円、きずみ館大規模改修事業七百十三万五千円、道路維持修繕事業八十万円、二見四丁目公園整備事業四百七十万円、国予算の第一次補正による追加事業のため、総合体育館設備等浸水対策事業四千九百二十万円、周遊観光拠点事業八百七十万円、改良住宅整備事業六百七十万円、警鐘台整備事業二百四十万円、林業施設災害復旧事業六百九十五万円、農業用施設災害復旧事業三千九十万円、農地災害復旧事業一千六百万円、下水路施設災害復旧事業四百万円であり、変更事業としては、道路改良事業の旧岡中線等の市道改良工事費等一億三千七百万円を追加し総額で一億六千万、防災力強化棟整備事業の浸水対策工事費一千七百万円を追加し、総額一億一千九百七十万円、市道災害復旧工事費一億五百六十万円を追加し、総額で二億四千五百六十万円、河川災害復旧事業費四千八百七十万円を追加し、総額で一億七百万円とするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、花咲寮整備事業及びごみ中継施設敷地整備事業について、事業内容の検討に不測の日数を要した理由をただしたのに対し、「花咲寮整備事業については、五年前の基本計画時から労務費、建設資材の大幅な上昇のほか、建物の耐震化や災害時の自家発電装置の導入の追加等で事業費が増加すると見込まれたため、事業費を圧迫する検討に時間を要したため、及びごみ中継施設敷地整備事業については敷地造成工事に伴う県との事前協議の結果、法面構造物に変更が生じた、詳細設計の段階で送水ポンプ間に技術的な問題が生じたためである。」との答弁があり、委員から、どのような事業においてもしっかりと協議検討した上で、事業計画を立て予算化していただきたいとの意見がありました。また台風二十一号による激甚災害指定を受けた場合の財政支援についてただしたのに対し、「公共土木施設災害においては、国の補助金が六六・六七パーセントが嵩上げされて七四・五パーセントとなる。農地災害については農地が五〇パーセントから九六・一パーセントへ嵩上げされ、施設災害は六五パーセントが九九・三パーセントに嵩上げされる。」との答弁があり、委員から、

今補正予算中の激甚災害指定を受けた箇所をただしたのに対し、「一月の専決分も含めると道路が二十五箇所、河川が十一箇所となっており、農地においては施設が十九箇所、農地が十二箇所となっている。」との答弁がありました。また委員から、ふるさと五條市応援寄附金業務委託料の追加についてただしたのに対し、「今年度のふるさと納税は一千三十万円の増額を見込んでおり、五千八百件を予定している。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された六議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、議第一号、議第七号、議第十号、議第二十号、議第二十一号については、全員一致をもって可決すべきものと決定し、議第八号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきましては起立採決の結果、否決すべきものと決定しました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「五條市学校適正化基本計画（案）及び五條市立認定こども園整備基本計画（案）に関する住民説明会・パブリックコメント手続きについて」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第一号、議第七号、議第十号、議第二十号及び議第二十一号の五議案を一括して採決いたします。

これは議第八号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正については除くものであります。

お諮りいたします。ただいまの総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本五議案は原案のとおり決することに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本五議案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第八号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（平岡清司）次に、日程第二、議第二号から議第四号、議第九号、議第十三号から議第十五号及び議第二十号から議第二十四号の十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第二号から議第四号、議第九号及び議第十三号から議第十五号、及び議第二十二号から議第二十四号の十議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、三月九日の本会議において当委員会に付託され、十三日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第二号 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定については、介護保険法の改正により、都道府県が行っている指定居宅介護支援事業者の指定等は平成三十年四月一日以降、市町村が実施することになり、これまで奈良県によって定められていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について、市で条例を定めるもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、市町村が指定権限を担当するに当たり、人員や経費の増加についてただしたのに対し、「県からの権限委譲に伴う経費や人員の負担は発生せず、現在の介護福祉課の職員で対応できると考えている。」との答弁があり、委員から、業者指定の条件についてただしたのに対し、「権限委譲に伴い、県と同様の基準を設けている。」との答弁がありました。

次に、議第三号 五條市し尿汲取料等審議会条例の制定については、本市の、し尿汲取料の公正妥当な料金を検討するため、五條市し尿汲取料等審議会の条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、料金改正の経緯をただしたのに対し、「平成十七年十月の合併協議会では当分の間現行どおりとし、随時調整するとなっており、また、平成二十年十二月議会において料金改定のため上程したが、承認がいただけず、現在に至っている。」との答弁があり、委員から、現在の料金をただしたのに対し、五條地区は一八リットル当たり百円、西吉野地区は百八十円、大塔地区は二百四十五円である。」との答弁があり、委員から、料金が違う理由をただしたのに対し、「五條地区は昭和六十年に業者と行政が協議し、西吉野地区は平成九年に業者と役場が協議して条例化し、大塔地区は業者と役場が協議して制定している。」との答弁がありました。また委員から、五條市全域を一律料金とするのかとただしたのに対し、「大塔町・西吉野町などの地域性や距離など様々な条件も踏まえて審議会で検討していただきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、議第四号 五條市観光交流センター条例の制定については、五條市観光交流センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるための条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、十条の指定管理についてただしたのに対し、「施設の指定管理者は置くが、指定管理料は支払わず、観光協会や地元の自治会等に指定管理を任せられれば地域の活性化になるのではと考えている。」との答弁があり、委員から指定管理料を出さずに施設管理をしてもらえないなら五條市としては有り難いが、指定管理者を公募する場合に公平性は保てるのか、運用面でもう少し煮詰める必要があるのではないかなど意見がありました。また、委員から、駐車場の台数をただしたのに対し、「十二台である。」との答弁があり、委員から、新町との周遊ルートとして地域活性化を図るには駐車台数が少ないのではないかとただしたのに対し、「辯天宗の駐車場を共有する形で借りる前提で、交流センター敷地に確保できるのは十二台ということである。辯天宗の年二回の大祭以外は、交流センターで有効に使ってもらえるという話をいただいている。」との答弁があり、また、委員から、新町と

の周遊といっても交流センターの駐車場から歩く人がいるのかとただしたのに対し、「歩いて新町通りから二見を回って五新鉄道跡を通ってぐるっと周遊していただき、五條の町を味わっていただきたいと考えている。」との答弁があり、また委員から、建築に係る財源についてただしたのに対し、国庫補助金、社会資本整備交付金で四〇パーセント及び過疎債を充当しており、市の実質負担は約一千三百万円と見込んでいるとの答弁があり、委員から、交流センターのオープン時期をただしたのに対し、「道路整備が遅れているが、四月に仮オープンさせ本格稼働は道路整備の状況を見て対応したい。」との答弁があり、委員から、地元でも交流センターの建築を知らない方が多い。地域への説明不足であり、また市内で行われるイベント等でも知らない市民がいるので周知、広報をしっかりと行い、五條の中の人にも市外の人にも宣伝して五條市活性化のためしっかりとやらせてもらいたいとの意見がありました。

次に、議第九号 五條市手数料徴収条例の一部改正については、介護保険法の改正に伴い、平成三十年四月一日から指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に委譲されることから、これらの指定に係る手数料を規定するため、五條市手数料徴収条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十三号 五條市国民健康保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、本年四月一日より持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び法律の施行に伴う関係法令等が施行され、国民健康保険制度が単位化されるため、条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第十四号 五條市国民健康保険条例の一部改正については、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、平成三十年から県と市町村が共に国保運営を担い、県が財政運営の責任主体として国保制度の安定化を図ることとされたことにより、五條市国民健康保険条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、単位化に伴う保険料の見直しについてただしたのに対し、「平成三十六年度の県下統一保険料水準を目指して、五條市保険税方針では二回引き上げを提案させていただいた。そのうち三十年度は一回目の引き上げである。」との答弁があり、委員から、国民健康保険を維持する上で、値上げもいたし方ないと思うが、その後の医療費を抑える取組、健康増進プランなどを打ち出して健康な世代を増やす取組も同時に進めることが必要との意見がありました。

次に、議第十五号 五條市介護保険条例の一部改正については、介護保険法第一百七十七条において、市町村は三年毎に介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する介護保険事業計画を定めると規定されており、今年度五條市老人保健福祉計画及び第七期五條市介護保険事業計

画策定委員会を設置し、平成三十年度から三十二年度までの介護給付及び介護予防給付等の対象サービスの見込み量等を定めるため審議を行い、介護保険料額を策定したもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、基金を活用せず策定した月額額の保険料と基金を活用して策定した保険料及び基金活用額についてただしたのに対し、「第七期の介護保険事業計画を策定した段階で試算すると基準月額が六千九百十三円となり、今回、基金二億七千万円のうち一億六千万を取崩し、基準月額を六千四百五十円としたところである。」との答弁がありました。

次に、議第二十二号 平成二十九年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ三千四百七十七万七千円を追加し、総額五十三億七千九百九十九万九千円とするもので、歳出については、平成二十八年療養給付費等負担金が確定したことにより、国に対し超過交付分を返還するもので、歳入として繰越金を追加して歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第二十三号 平成二十九年五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ一千九百七十六万六千円減額し、総額二百六十二万四千円とするもので、歳出については、牧野地区内の新市営墓地建設予定地において、ボーリング調査を実施した結果、地盤状況が悪く事業を年度途中で中止したため、歳入については繰入金を減額して歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第二十四号 平成二十九年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ一千三百五十七万七千円を追加し、総額四億五千五百七十七万七千円とするもので、歳出については、保険料負担金を追加するもので、歳入として後期高齢者医療保険料を追加して歳入歳出の均衡を図ったもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託された十議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、議第二号、議第三号、議第九号、議第十三号、議第十五号、議第二十二号、議第二十三号、議第二十四号については、全員一致をもって可決すべきものと決定し、議第四号 五條市観光交流センター条例の一部改正について、及び議第十四号 五條市国民健康保険条例及び五條市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については起立採決の結果、可決すべきものと決定いたしました。

また、付託議案の審査終了後、当局から、「ごみ中継施設建設の概要説明について」、「五條市立地適正化計画（案）について」報告を受けた次第であります。

なお、当委員会終了後、理事者より十三日の委員会での議第四号 五條市観光交流センター条例の一部改正についての審査における質疑での答弁の一部に誤りがあり、訂正したいとの申し出があり聞き取りをしたところ、看過できない事態と判断し、三月十九日委員会を招集し、再審査についてお諮りしたところ異議がなく、再審査を行うことに決しました。理事者から発言の申し出があり、指定管理者制度の認識不足により、詳細に説明できなかったことについてのお詫びがあり、「十三日の委員会では指定管理料を払わないということを検討している。」と答弁した部分について、「当面は直営で運営することとし、今後、指定管理者に依頼する業務の範囲や内容をもとに指定管理料を算出する必要がある。直営による管理運営費を分析し、社会情勢の反映なども踏まえて算出していく。」との訂正があり、また、「指定管理者の選定について、公募して公平性を保つようすべきとの委員の御指摘については、答弁において、自治会を具体的に示しているわけではなく、できるだけ身近な方に指定管理をお願いする方が良いのではないかという意図を説明させていただいた。特に限定しているわけではなく、誤解を与えてしまう答弁になってしまった。」との答弁がありました。

理事者説明の後、改めて採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、議第十四号、五條市国民健康保険税条例の一部改正案に対する反対討論を行います。

まず最初に、この条例の内容を私なりにもう一度明らかにさせていただきたいというふうに思います。

御存じのように、国民健康保険税は医療保険分、後期高齢者医療支援分、介護保険分と方式が三つに分かれておりますけれども、一括して明らかにしたいと思います。

まず、条例の三十年度の保険税率ですけれども、所得割におきましては、三十年度は一三・二パーセントでありますけれども、平成二十九

年度に比べますと、平成二十九年度は一二・五パーセントでございますから、〇・七パーセントの引き上げになります。

均等割はどうかと言いますと、三十年度は三つの合計で五万一千八百円ですけれども、平成二十九年度は三つの合計で四万三千三百円でありますから、約八千五百円の引き上げになります。

平等割はどうかと言いますと、平成三十年度は二万七千六百円でありますけれども、平成二十九年度の平等割は二万六千七百円でございますので、約九百円の引き上げになるというのがこの条例改正の中身でございます。

この引き上げの改正の理由としてありますように、県単位化に伴うものというのが理由でありますけれども、もう少し具体的に申し上げますと、いわゆる奈良県内で住んでおれば、所得と家族の構成が同じであれば、いわゆる同じ保険税にするという保険税の統一化を奈良県は目指しております。目指しておる年度は三十六年度めでございます。これは一面聞こえはいいということに感じますけれども、この保険税の統一化をやるうと思えば、過去において、国保税の住民負担の軽減に一般会計の法定外繰り入れとか住民の健康増進とかいろいろさういう対策で努力してきた市町村が今度上がるということになります。五條もその中に入っているわけであります。こういう国保税の統一化はこれからもいわゆる住民の健康対策の増進とか、いろんな対策で頑張ろうとしてもその努力を表すことができない、こういうことになるのではないかなと思います。

また、国保税の引き上げを抑えるために、一般会計からの法定外繰り入れをやるうと思っても、奈良県の場合は、それはだめですよということで、認めないということになっているわけであります。

このような国保税の統一とかは、今回の改正の根拠法であります医療保険制度改革関連法、これは平成二十七年五月に国会で制定されていますけれども、この法律の中でも国保税の統一をなさうということとは決まっていないうわけですね。こういった国保税の統一を目指しているのは現在日本の中では、私の掌握しているところでは奈良県・大阪府、そして滋賀県・広島県だけであります。

このようなやり方は、いろいろな問題を引き起こすというふうに考えます。そして先ほど申し上げましたように、国保税の統一化は三十六年をめどに進めるということでもありますけれども、今回の値上げと平成三十六年度までにもう一回値上げを予定しているということもございます。

御存じのように、現在の国民健康保険法第一条には、いわゆる国民健康保険事業は社会保障の制度であるというふうの規定しております、一般的に言われております相互扶助の制度ではありません。だから社会保障制度の制度ということになれば、その財政的負担も国が一番責任

を負わなければならないわけであります。

したがって、これからにおいてこういった問題を解決して国民健康保険法第一条にあります社会保障制度としての国民健康保険事業を  
目指していくためには、やはり財政的な安定が必要になるわけでありますけれども、そのためには国民健康保険の都道府県化の法律制定に対  
しまして全国知事会が政府に求めました財政支援が日本全体で約三千四百億円、財政支援をするというふうに政府は約束をしておるわけであ  
りますけれども、この支援をこれからも続けるように求めていくこと、またもう一つは、国民健康保険事業の中に占める国の負担金の割合は、  
昭和五十五年は五七・五パーセントというふうに半分以上国が負担しておりました。しかし平成二十一年度では二四・七パーセントと半分以上  
に減っているわけであります。この引き上げも国に求めていかなければならないと考えます。

また、今回明らかになっておりますように、がんの薬でありますオプジーポ等々、本当に根拠のない高い薬がまだまだオプジーポ以外にも  
たくさんありますし、新薬として高い薬を厚生省が認可したというふうに聞いております。

以上のようなことを、全国知事会、全国市長会等々、又国民こそって政府に求めていかなければ国民健康保険法第一条にあります社会保障  
制度としての国保事業を維持できないのではないかとというふうに私は考える次第でございます。

したがって、以上の理由をもちまして、今回の議第十四号、五條市国民健康保険税条例の一部改正案につきましては反対をさせていた  
だく次第であります。

ありがとうございました。

○議長（平岡清司）以上で討論を終結いたします。

これより議第二号から議第四号、議第九号、議第十三号、議第十五号及び議第二十二号から議第二十四号の九議案を一括して採決いたしま  
す。

これは、議第十四号、五條市国民健康保険税条例の一部改正については除くものであります。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本九議案は原案のとおり決することに御異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本九議案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第十四号、五條市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時二十分休憩に入る

午後零時五十九分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

議案審議を続けます。

この際申し上げます。本日の厚生建設常任委員長の報告において、委員長から発言の訂正の申し出がありましたので許可しております。厚生建設常任委員会吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）先ほどの厚生建設常任委員会委員長報告の一部について、議第四号、五條市観光交流センター条例の一部改正についてとありますのは、五條市観光交流センター条例の制定についてであります。

以上、訂正し御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）ただいまの説明がありましたとおり、訂正いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第三、議第六号、議第二十五号から議第三十三号までの平成三十年各会計予算案並びに関連議案の十議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会岩本 孝委員長。

〔予算審査特別委員長 岩本 孝登壇〕

○予算審査特別委員長（岩本 孝）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第六号及び議第二十五号から議第三十三号までの十議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本特別委員会は、三月九日の本会議におきまして、平成三十年度の各会計予算案及び予算関連議案について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、大谷龍雄議員、吉田雅範議員、山口耕司議員、牧野雅一議員、養田全康議員、伊谷賢司議員と私、岩本 孝の七人が選任され、本会議散会後の委員会におきまして、委員長に私、岩本 孝が、副委員長に吉田雅範委員がそれぞれ互選されました。審査に入り、審査日程については十四日、十五日及び十六日の三日間とすること並びに審査順序及び審査方法等について協議いたしました。

なお、予算関連議案の議第六号は総務費で提案者の説明を受け、審査を行いました。

以下、十四日に開会いたしました審査の結果と概要を報告いたします。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 電算委託料の見積基準と法的根拠・契約方法をただしたのに対し、「見積基準については、法的根拠はないが、業者からの見積りや近隣自治体と連携した内容検証を行い、契約は、主としてプロポーザル方式で行っている。」との答弁があり、委員から、電算委託料は大変高額なので、他市との情報共有などにより、少しでも経費削減を図る努力をお願いしたいとの意見がありました。

二 防犯灯の維持管理についてただしたのに対し、「電気代も含めた維持管理は自治会にお願いしている。」との答弁があり、委員から、山間

地域の小さな自治会で電気代が払えない場合などの措置についてただしたのに対し、「現在、防犯灯の電気代は自治会にお願いしているが、今後の維持管理については自治会とともに検証していきたい。」との答弁がありました。委員から、一定数を割った小さな自治会に対し、一定のルールを設けて補助できるような体制づくりをお願いしたいとの意見がありました。

三 上野公園の復旧についてただしたのに対し、「現在、災害復旧事業の入札の準備を進めており、六月末を目途に考えている。」との答弁があり、委員から、利用団体への再開の案内についてただしたのに対し、「利用団体への連絡に努めている。」との答弁があり、委員から、上野公園が一定期間使えないなら、市内の他のグラウンドや施設を幹旋しているかとただしたのに対し、「随時案内させていただいている。」との答弁があり、委員から、使用不可の期間の間合せには、代替えを案内するなどしつかりと対応をお願いしたいとの意見がありました。

四 災害時の被害箇所の確認についてただしたのに対し、「関係各課と常に連絡を取り合い、情報収集している。」との答弁があり、委員から、災害査定の手続きについてただしたのに対し、「農林災害は二週間。都市整備部管轄については、最終的に六十日をもって区切りとなる。」との答弁があり、委員から、数の把握についてただしたのに対し、「農林は、締切までに百四十四件、締切後二十五件の申請があり、都市整備については百七十七件。」との答弁があり、締切後の申請との補助の差についてただしたのに対し、「市が対応するので、不公平感はない。」との答弁がありました。

五 不登校児童・生徒の数についてただしたのに対し、「小学校で三名、中学校で十六名となっている。」との答弁に、委員から、不登校児童・生徒への対応についてただしたのに対し、「学校や保護者との連携のもと、適応指導教室「くすのき教室」への入級により学習の保障や、心の問題解決を目指し、登校できるよう努めている。」との答弁があり、校区外から登校している児童・生徒に対しては、先生が、家に行けないルールでもあるのかとただしたのに対し、「校区外は、保護者の責任で通学をしていただくことが原則となっている。」との答弁があり、委員から、それには、余りにも冷たくないのかとただしたのに対し、「あくまでも、基本原則で、教育委員会としても、解決していかなければいけないので、しかるべき対応を進める。」との答弁がありました。

六 維持管理工事を見積書で随意契約を行う場合、見積書の根拠確認についてただしたのに対し、「随意契約を行う場合、平成二十六年に市随意契約ガイドラインを作成し、全庁的に周知しており、内容の精査等を行っている。」との答弁があり、委員から、人工や面積の確認についてただしたのに対し、「担当課において、広さ等を確認してから発注をしている。」との答弁がありました。

七 各種団体への補助金の増減についてただしたのに対し、「補助金については、諸事情により廃止されたものもあり、現状の把握を含め、検

証、精査の上、廃止縮小を含め見直した。」との答弁があり、委員から、補助金を減額する場合は、その理由をしっかりと説明していただきたいとの意見がありました。また、三月四日にカルムで開催された歯科医師会主催の歯科フェスティバルについて、ボランティアであり、大変盛況であった。山間地域でも同様に開催できるように市からの補助金・交付金も検討していただきたいと委員から要望がありました。

八 花咲寮の移転事業についてただしたのに対し、「入居者の安心安全、耐震性を強化するための基礎工事、災害発生時のための自家発電装置など事業費の増加が見込まれるため、基本設計の見直しを行っている。」との答弁がありました。

九 市が借りている土地の賃借料についての公平化と進捗と対応についてただしたのに対し、理事者側から資料が配付され、二十六年度に調査した七十三件中見直し対象となる七十一件について、その後の進捗について説明があり、「七十一件中二十件については、進捗が見られず。」との答弁があり、委員から、今後公平性、目的を持って進めていただきたいとの意見がありました。

十 繰越予算に対する工夫についてただしたのに対し、「進捗管理シートを導入し、毎月進捗会議を開催し、繰越が出ないよう努めている。台風により出鼻をくじかれたのは事実で、今後継続、充実して抑制に努めたい。」との答弁があり、委員から、いろんな観点から、繰越事業を抑制していただけるよう取り組んでほしいとの意見がありました。

十一 五條市衛生センターの跡地利用についてただしたのに対し、「地元と協議し、グラウンドゴルフ場を整備してほしいということから、多目的広場を計画している。」との答弁があり、次に、みどり園とリサイクルプラザの跡地利用についてただしたのに対し、「周辺自治会の意見を聞き、五万人の森公園、五條文化博物館と一体的に検討し、花見ができる植栽やドックランの整備を検討している。」との答弁があり、次に、五條市中央体育館についてただしたのに対し、「当該地において五條市立認定こども園を新築すると計画されていることから、その計画の進捗を考慮し検討する。」との答弁があり、次に、上野公園市民プールについてただしたのに対し、「公園運営及び検討会でも様々な意見が出されているが、早急に同会議で計画を立てて進めたい。」との答弁があり、次に、花咲寮についてただしたのに対し、「解体撤去の方向で考えているが、跡地利用については具体的に決まっておらず、丘陵地で日当たりも良く、好環境を活かした整備になればと考えている。」との答弁があり、次に、市役所、現庁舎についてただしたのに対し、「新庁舎の完成時期と併せて関係各課において検討してまいりたい。」との答弁がありました。

十二 遊休資産の利用計画についてただしたのに対し、「市の行政改革推進本部総務部会において素案の検討を行っており、二月末をもって、遊休未利用地の有効活用に関する基本方針の作成を完了した。新年度において普通財産の処分を計画しており、歳入に計上している。それ以

外についても、利活用を検討したい。」との答弁がありました。

十三 コンサルタントに対する業務委託についてただしたのに対し、「全体で十二件、約一億九千九百万円となり、予算編成の折、担当課とのヒアリングにおいて、補助金などの財源の有無や職員での対応が可能か否かなど協議をし、必要最小限に留める努力をしている。」との答弁がありました。

十四 市の公債費についてただしたのに対し、「新年度の公債費については、約三十一億五千万円を計上しており、予算全体の一五・五パーセントで、前年度比六パーセントの増加となっている。また、実質公債費比率が一八パーセントを超えないよう有利な過疎債、合併特例債などを中心に借入れを行い、公債費の実質負担額の低減に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

十五 市のホームページについてただしたのに対し、「新年度に実施予定のホームページ更新事業については、来年一月を目途に稼働の予定で、動画に対する音声解説、文字や動画の高精度拡大、高齢者や障害者など誰もが支障なく利用できるウェブアクセシビリティの確保、スマートフォン対応システムの導入等を図ってまいりたい。」との答弁があり、委員から、緊急情報の素早い表示、検索機能の強化をお願いしたいとの意見がありました。

十六 選挙の投票所の箇所及び車両による移動期日前投票所の導入についてただしたのに対し、「現在四十八箇所の投票所があり、選挙管理委員会において統廃合について議論をお願いしているが、具体の計画立案までは至っていない。車両による移動期日前投票所の導入については、統廃合の代替案として有効な手段と考えている。」との答弁があり、委員から、移動投票車両の今年度の予算計上はないようだが、概算費用についてただしたのに対し、「七百万円程度と見込んでいます。」との答弁がありました。

十七 水道事業の中長期計画についてただしたのに対し、「中期的な計画として十年計画の詳細な事業実施計画を策定する予定である。また、長期的な事業計画としては、運営の在り方や計画について透明性を確保し、使用者の理解を得て三十年後の水道事業の将来を展望したアセットマネジメントを考え、水道ビジョンを策定する予定である。」との答弁があり、委員から、きちつとした資産管理、資産運用がなされて、業務の目標値を設定した取組をしつかりと市民に公表できるようにお願いしたいとの意見がありました。

十八 指定管理事業、業務委託事業の事業評価についてただしたのに対し、「公会計制度導入の流れの中、事業評価の重要性が指摘されており、新年度予算編成の中、新たに事業別予算を導入し、個別の事業について見える化を図ったが、しつかりとした事業評価に基づく積算というところまで至っていない。各種の事務事業が、どれだけ市民のためになっているかを評価検証することが重要である。」との答弁があり、委員

から、指定管理には、しっかりとした事業報告を求める体制づくりについてただしたのに対し、「指定管理には、モニタリング制度があり、利用者からいろいろな意見をいただき、評価を行うということをまず第一に考えたい。また、しっかりとした事業報告を求める様式等も行政改革本部会議で検討してまいりたい。」との答弁がありました。

十九 観光交流センター条例の必要性についてただしたのに対し、「昨日、条例の説明の中で抜けていた部分を補足させていただきます。当面は指定管理に向けて、市の直営でいろいろな経費や運営方法等をしっかり検討していきたいという部分が説明不足であったことをお詫びする。まずは直営で、管理形態や指定管理をどのようにして効果的、効率的に設置目的を達成できるか、サービスの向上や管理経費の節減などどのようにして図っていくかを直営の時間の中で検討していきたい。」との答弁があり、委員から、昨日の説明と食い違いがあるとの意見があり、意見調整のため、暫時休憩となりました。

再開後、理事者から、「観光交流センターの設置目的からしても、民間サイドに近く、指定管理の道も開いておくため、条例の中に指定管理を盛り込ませていただいた。しかし、当面は直営とし、市内観光の情報発信や施設内に椅子やテーブルを設置して、簡単に休憩できる施設からスタートするが、将来的には市内を周遊できる自転車のサービス、物販や飲食をできるような、観光の核となる施設と位置付けしている。民間活力を利用すれば、より良い効果的なサービスを提供できる施設になると考えているため、設置条例の中で指定管理者制度も含めて提案させていただいた。」との答弁があり、委員から、厚生建設常任委員会ときにこの答弁をしていただければ困難を招くこともないかと思うので、今後ともそういったことのないよう努めていただきたいとの意見がありました。

二十 中長期の事業計画と財政見直しについてただしたのに対し、「今後の市の事業進捗については、市の庁舎、花咲寮、学校適正化などがあるが、全体的に不確定な要素が多く、予算を長期的に試算することは現状で困難であるため、実質公債比率など、財政健全化法に基づく各数値に留意しながら財政事務を進めてまいりたい。」との答弁があり、委員から、第六次五條市総合計画に取り組むと聞いたが、この計画についてただしたのに対し、「大変厳しい状況の中、早くやらなくてはならないことも確かであり、認定こども園と学校適正化は、整合性があり、並行して取り組まなければいけない。今、その辺を調整中であり、今の計画より早くできないか、それにより、一つひとつスピード感が増してくるのではないか、そういう思いを持って現在取り組んでいる。財政的なことを踏まえて今検討をしている状況である。全体的な流れの中で一つ一つクリアしながら早くできるよう努力してまいりたい。」との答弁があり、委員から、国の有利な補助金を活用するように、しっかりとアンテナを張っていただき、すぐさま手を挙げるような形をとっていただきたいとの意見がありました。

二十一 木質バイオマス事業についてただしたのに対し、「デイサービスセンター跡地に加工施設を建て、その隣の大塔保育所は被災を受けていないので、事務所として活用したいということで準備を進めている状態である。トイレもあり、他に加工施設など展示もできるかなという思いがある。」との答弁があり、委員から、具体的にどういった規模のチップ工場なのか、計画についてただしたのに対し、A材を製材製品ラミナーとして、平成三十一年度計画では、年間一、〇〇〇トン生産し、市内の集成工場へ販売する予定である。単価としてトン当たり二万五千円で、B材、C材については木質チップとして年間二、五〇〇トンとし、これらはクリーンエナジー奈良の発電所へトン当たり一万一千円で販売する計画である。」との答弁があり、委員から、採算性についてただしたのに対し、「チップとラミナーで年間約二百万円の黒字を見込んでいる。」との答弁がありました。

委員から、きずみ館事業についてただしたのに対し、「きずみ館は、有識者の専門的な知見を得ながら、施設の将来性を高める更なる改修を目的に、繰越しをお願いしている。」との答弁があり、委員から、チップの使用量についてただしたのに対し、「年間二〇〇トン。」との答弁があり、委員から、新庁舎の熱源についてただしたのに対し、「庁舎のスペース、場所、ランニングコストなどを検討した結果、電気とガスを利用したベストミックス可能な高ジェネレーションシステムによる運用を考えている。」との答弁があり、委員から、再度、新庁舎で木質バイオマスボイラーの取組について検討できないかとただしたのに対し、「できるかできないかということも含めて検討させていただきます。」との答弁があり、直後に、理事者から、「検討する時間の余地はないという認識である。」との答弁があり、意見調整のため、暫時休憩となりました。

再開後、委員から、五條市の事業として、好循環型社会を形成していこうということであれば、それに沿った方針に基づいて事業に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

二十二 財団法人大塔ふる里センターの今後の運営についてただしたのに対し、「現状の課題として、大きく四点あり、一つは、大塔地域のみの施設営業で五條・西吉野地域との関連性が乏しい、魅力ある星や温泉、自然体験など非常に良い資源を商品化されていない。指定管理料の財源である過疎債も平成三十二年で法の期限が切れる。経営陣が行政職のみで企業運営が停滞気味である。これらの課題の打破には、組織の改革が必要であり、基本的には、株式会社等に移行できるよう改編したい。五條市の新町の観光、日本一の柿、ジビエ、温泉、栄山寺を始めとした歴史的なものをしっかりとくし刺しした中で、経営感覚を持ちつつ組織改編したいと思っている。また、推進交付金のある三十年、三十一年度で組織改革を行い、国がいう地域商社的な会社組織として展開できればと考えている。」との答弁があり、委員から、レストラン

が営業されなくても、平成三十二年度まで指定管理料を支払うということなのか。次の新しい会社を始めるときの資金として残しておくという手もあるのではとただしたのに対し、「レストランは十二月末を持って休止しており、早く再開するよう鋭意努力している。財団として、インターネット販売など努力はしている。しかし、自然災害にはどうすることもできないので、御理解いただきたい。」との答弁があり、委員から、災害を言い訳にしないで、逆手を取ってでも集客していくという姿勢が大事ではないかとただしたのに対し、「職員自ら、いろんな知恵を出してジビエであったり、いろんな地域、産業のものを商品化して各地に売り込みに行ったり、穴埋めを一生懸命やっている。やはり組織改革をしながら地域商社に向けた歩みを進めてまいりたい。」との答弁があり、委員から、そういった地域商社の取組をしっかりとやっていただきたいとの意見に対し、理事者から「もつと難しい問題がある。天辻峠にトンネルを掘るといふ計画が進んでいる。天辻だけでなく、赤谷オートキャンプ場の部分も踏まえてどうするかという位置付け、毎年これだけの予算に対してべたべたであるという運営的に大変機動的な状況であると認識している。今後の運営に対しては相当厳しいチェックをやっていかなくてはいけない。今後、それだけの投資をして、費用対効果があるのかを考えながら、相当協議をしてまいりたい。」との答弁があり、委員から、大塔の存在にかかわる事業であるので、しっかりとその将来を見据えて、地域商社を作り上げていただきたいとの意見がありました。

午後四時四十一分に十四日の委員会は閉会しました。

十四日に引き続き、十五日、午前十時から総括質問の審査を行いました。

二十三 新庁舎造成工事の遅れについてただしたのに対し、「開発協議において、ブロック擁壁の基礎の形状や庁舎入口の勾配を緩やかにするなどの複数の細かな部分の検討により工程の遅れが生じたものだが、庁舎本体の契約には影響なく実施可能な工程が引け、より良い造成計画になると判断したのだが、先般の特別委員会への報告内容とかい離が生じたことは大変申し訳なく思っている。」との答弁がありました。

また委員から、搬出土砂・残土について、技監と部長の答弁に食い違いがあることをただしたのに対し、「調整池の考慮が抜けていたことや消防との協議の中で防火水槽の掘削が必要となった結果、現状では三千から四千立米の残土が発生し、盛り土の高さを当初一・八メートル程度としていたものがより圧迫感のある高さとなるため、搬出を考えている。」との答弁があり、委員から搬出ルートをただしたのに対し、「分散して搬出する方向で、須恵四号線のほか北側の南岡地区や東西方向に工事車両の仮設道路が設けられないか地元、地権者と交渉中である。また土砂の搬出が集中しないよう、敷地内に入ったストックし、除々に搬出する方法を取りたい。」との答弁がありました。

二十四 五條市の十一の基金の残高・今後の推移についてただしたのに対し、「平成二十八年度末の財政調整基金二十九億四千六百九十九万八

千円、減債基金を含む十一の特定基金が二十七億六千三百二十四万四千円であり、財政調整基金の繰入は平成二十九年現予算では八億八千六百六十六万一千円であり、平成三十年度当初予算においては二億五千万円減の五億五千万円を計上したところである。特定目的基金の充当先については条例上の処分目的に合致する事業の財源としている。特に減債基金については平成三十年度予算で公債費の増加額約一億九千万円の財源として活用する一方で、新庁舎整備事業やごみ広域化事業に係る公債費の財源として県から交付される二億一千万円の補助金は減債基金への積立を予定している。」との答弁があり、委員から、多くの事業を抱え、財源である市税及び合併算定替の縮減を含む交付税の減収が見込まれる中、必要に応じて基金を取り崩す必要がでてきたと思うが、平成二十九年三月議会の決議が反映されていないように見えるとの意見があり、附帯決議に対しては、「本来は基金繰入に依存しない予算編成を目指さなければならないが、現在の財政状況では基金に頼らない予算編成は困難である。しかし三十年度においては基金繰入を前年比二億五千万円削減し、政策推進会議などによって事業の進捗管理に努め、次世代に負担を残さない健全な財政運営に向けて公債費の償還年限等の見直しにも着手したところである。」との答弁がありました。

二十五 議会の決議に対する対応についてただしたのに対し、「決議は議会の意思決定で、機関連想の決定であり、意思表示であるため議会の議決に対しても市民の負託を受けた議員各位の決定に対し、真摯に対応していきたいと考えている。」との答弁がありました。

二十六 住宅開発や工業団地開発に伴う上水道に関する開発業者のあらゆる負担金の総額と残金のうち、岡地区田園・あづみ台・なつみ台に關してただしたのに対し、「水道事業に係る開発負担金は総額約三十九億七千万円が水道局に全額収納されており、一千五百十七万円が前受金として水道局会計に残っている。」との答弁があり、また、エルベタウンについては「負担金合計で三億三千六百万円が収納されており、このうち負担金約九千五百万円が前受金として残っている。」との答弁があり、また、北宇智工業団地については「負担金合計で七千三百五十五万円が収納されており、負担金約五千九百万円が前受金として残っている。」との答弁がありました。委員から、これらの財源をもとに五條市の課題、メリットのある広域化を目指して頑張っていたきたいとの意見がありました。

二十七 西吉野平雄地区にある滞在型宿泊施設の今日までの利用者数と滞在日数についてただしたのに対し、「平成二十八年度は五組二十五名で、滞在延べ日数は十日となっており、平成二十九年現時点では五組二十六名で、滞在延べ日数は十二日となっている。」との答弁があり、委員から、せっかく整備した施設なのでホームページなどいろいろな手段でしっかりと周知していただきたいとの意見がありました。

二十八 市民税・固定資産税の滞納者数と滞納額をただしたのに対し、「平成二十八年度末の状況として、市民税では滞納者数四百七名、滞納金額二千九万三千四百六十八円、次に、固定資産税・都市計画税では、滞納者数二百八十一名、滞納金額六千五百三十三万九千二百四十六円とな

っている。」との答弁があり、委員から、滞納者に対する措置についてただしたのに対し、「まず督促状を送付し、当該督促を十日経過した後も納付がない場合には、滞納者の財産調査を行い、担税力があるにもかかわらず、納付の意思がない場合等は、財産の差押えを行うものである。なお、差押え後にあっても納付しない場合は、当該差押え財産の公売・債権の取り立てを実施することになるが、直ちに納付することが困難な滞納者については、逐次納税相談を行い、分割納付、それから看過の猶予などを行っている。」との答弁がありました。

二十九 上野公園水害に係る築堤の要望についてただしたのに対し、「要望書については平成二十三年及び二十五年に提出しており、その後毎年、口頭で要望している。」との答弁があり、委員から、上野公園対岸の阪合部地区の築堤・護岸の整備要望についてただしたのに対し、

「平成二十年に現場において和歌山河川国道事務所との立会時に要望しており、調査検討しなければならぬとの回答を得ているが、その後の国土交通省の築堤計画には具体的には示されてはいない。」との答弁があり、委員から、是非とも要望をしていたいただきたいとの意見がありました。また、委員から、以前、上野公園前の河川の堆積土砂の撤去作業時に近隣自治会の協力がなかなか得られなかったと聞いたが、そのようなことであったのかとただしたのに対し、「工事用の進入路について、近隣自治会からの御理解がいただけなかったと国土交通省から聞いている。」との答弁がありました。委員から、諸事情があることは理解できるが、堆積土砂の撤去は五條市からの要望でもあるので、市からも自治会へ協力をお願いしていたきたいとの意見がありました。

三十 赤谷オートキャンプ場の土砂災害時の保険料についてただしたのに対し、「災害共済金については、全損扱いとされ約一億六千万円と見込んでいます。なお当該地の将来の明確な方針が定まっていないため、現状では共済会との協議の上、共済金の請求を保留している。」との答弁がありました。

また委員から、現地の復旧工事が完了した後のキャンプ場の今後の方針についてただしたのに対し、「事業が完了したらキャンプ場を再開する方向である。」との答弁がありました。

三十一 市道の白線が消えている場合の対応についてただしたのに対し、「市道の白線及び区画線の維持については計画的に実施している。」との答弁があり、委員から白線が消えていると高齢者などが市道の真ん中を走行しているところを見掛ける。交通安全対策上も好ましくないもので計画的に修復をお願いしたいとの意見がありました。

三十二 五條市立小学校の普通教室の空調についてただしたのに対し、「小学校については一校のみ設置済みだが、ほかの小学校は学校適正化基本計画の進捗を見ながら考えてまいりたい。」との答弁がありました。

三十三 指定管理制度のメリット・デメリットについてただしたのに対し、「指定管理料の積算は、人件費を除いて光熱水費などの諸経費について、市直営時の三年平均の八割としているため、財政的なメリットはあると考えているが、直営期間を設けず、指定管理とした施設や直営時から数年が経過している施設もあることから、全体的な検証が必要と考えている。」との答弁がありました。

以上、総括質問が終了し、引き続き各会計別の審査を行いましたので、質疑の概要を報告します。

初めに、一般会計、特別会計及び企業会計における給与費の審査を行い、当局の説明により了承した次第ではありますが、委員から、級別職員数の技能職の減少についてただしたのに対し、「三名減のうち、二名は定年退職で、一名は水道会計へ異動した。」との答弁がありました。また、職員の時間外勤務手当の額は、何時間に相当するのかわからなかったのに対し、「五万八千時間を計上している。」との答弁があり、委員から、職員の超過勤務は、労働基準の中できっちり付けないといけないし、逆に超過勤務を超えるような方は抑制していただくような体制を作っていたかどうかという意見がありました。

次に、一般会計歳出のうち、議会費についての質疑はありませんでした。

次に、議第六号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正については、五條市し尿汲取料等審議会条例及び五條市認定こども園整備推進実施委員会条例の制定に伴い、それぞれの条例に基づく委員の報酬及び費用弁償に係る規定を加えるため本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、それぞれの委員の日額の違いについては、対し、「五條市し尿汲取料等審議会委員の報酬については、弁護士、税理士、大学教授を規定しており、専門的知識を有する委員については、厚生労働省の賃金構造基本と統計調査職種別給与額から算定を行い、時間当たりの給与額の平均は約五千円であるため、平均的な会議時間を二時間と仮定して、これらの日額報酬を一万円と設定したものである。」「認定こども園整備推進実施委員会委員の日額五千円については、委員は、子供の保護者や幼稚園・保育所の子供子育てを支援する方を中心に進めており、市職員の管理職の給与月額から単価を算出しており、時間単価は二千五百円となり、その二時間で五千円を算出している。」との答弁があり、これらの審議会委員は、他の審議会と重複している人にも同じように支払うのかをただしたのに対し、「それぞれ委員会が別であるため、それぞれ個別に支払われる。」との答弁がありました。

次に、総務費についてであります。

一 市民会館指定管理料の最初の管理料についてただしたのに対し、「平成二十二年度が、一千五百万円となっている。」との答弁があり、

委員から、市民会館三階で大きな雨漏りがあるが、予算に計上されているかをただしたのに対し、「今回は、計上していない。」との答弁がありました。

二 庁舎等整備工事費二百万円についてただしたのに対し、「庁舎が古いこともあり、その都度対応するための予算を計上している。」との答弁がありました。

三 公有財産維持修繕についてただしたのに対し、「旧学校給食センター跡地の整備工事費と国道三二〇号高架下の防護柵設置工事費である。」との答弁がありました。

四 ふるさと寄附金お礼品代六十万円についてただしたのに対し、「ふるさと納税のうち、市へ直接納付される分の三〇パーセントのお礼品の金額である。」との答弁がありました。

五 ふるさと五條市応援寄附金業務委託料三千六百万円についてただしたのに対し、「楽天を通じて、応援寄附金をいただいております、新年度、六千万円を見込んでいますので、そのお礼品代、事務経費、送料併せて六〇パーセント程度を委託料として計上しています。」との答弁がありました。

六 地域公共交通ワーキング会議委員の謝礼の支払先及び会議回数についてただしたのに対し、「大阪大学助教で、六回の会議を予定し二万円掛ける六回で十二万円計上している。」との答弁があり、委員から、交通費は含んでいるのかとただしたのに対し、「含んでいる。」との答弁がありました。

七 地域公共交通の委託料の増額についてただしたのに対し、「一千二十三万七千円の増額である。」との答弁があり、委員から、その要因についてただしたのに対し、「コミュニティバスの国庫補助金のうち、地域公共交通確保維持改善事業補助金の減少と取扱いの変更があり、事業者受領分が低くなったためと、南奈良総合医療センター通院ラインの増便にかかる費用分である。」との答弁がありました。

八 デマンド交通システム機器等使用料についてただしたのに対し、「実証実験をしているデマンド交通である。」との答弁があり、委員から、システムの効果についてただしたのに対し、「実証実験中で検証を行う必要がある。」との答弁がありました。

九 路線バスの運行維持対策補助金についてただしたのに対し、「八十一万二千円の減額で、高田五條線、八木五條線、八木新宮線の負担減によるものである。」との答弁がありました。

十 大塔にも地域のバスが運行されているが、その予算が計上されていないことについてただしたのに対し、「職員が直接運行しており、賃金

や需用費で計上している。」との答弁があり、委員から、項目として挙げてもらわないと事業検証ができないので、経費についてただしたのに対し、「大塔支所としては、合計で六百四十四万七千円である。」との答弁があり、委員から、それぞれの地域のバスの経費が分かるよう挙げてもらいたいとただしたのに対し、「次年度以降事業別予算として仕分けして事業検証を行ってまいりたい。」との答弁がありました。

十一 庁舎前等駐車場整理業務委託料の算出根拠についてただしたのに対し、「平成二十八年度に指名競争入札を行い、三箇年の長期継続契約をした三十年度分の四百二十七万七千円である。」との答弁がありました。

十二 防犯灯設置補助金五百万円は、何箇所想定しているのかをただしたのに対し、「補助金に一件二万円の上限で行っており、二百五十箇所ということで、計上している。」との答弁があり、委員から、前年と比べてどうなのかをただしたのに対し、「前年度は、二百四十三件の申請があった。」との答弁があり、委員から、今年の分はもう終わったとよく耳にするので、昨年度は十分であったと解釈でよろしいかとただしたのに対し、「十分対応できたとは考えていない。三十年度は、申請の仕方を少し改定しようと検討中である。」との答弁があり、委員から、何を改定するのですかとただしたのに対し、「来年度は六月と十一月の二回受付をさせていただくということで考えている。」との答弁がありました。

十三 幻の五新鉄道活用プロジェクト事業委託料一千六百万円の委託内容についてただしたのに対し、「五新線にあるトンネル等の活用に向けた調査点検、補修、補強設計業務が、一千五百万円と木レールイベント委託料百万円である。」との答弁がありました。

十四 工事用進入路家屋等事前調査業務委託料一千百五十万円についてただしたのに対し、「市道須恵四号線沿線について調査する予定である。」との答弁があり、委員から、行政が自主的に調査を行うのか、地域の方の要請があつて予算計上されたのかについてただしたのに対し、「行政側の方も調査をしなくてはいけないと思っていたところ、地元からも要望があつた。」との答弁があり、委員から、調査の対象件数についてただしたのに対し、「三十九戸。」との答弁がありました。

十五 電子計算費の役務費の通信運搬費の内容についてただしたのに対し、「本庁と出先との庁内情報システム、インターネットの回線使用料である。」との答弁がありました。

十六 電子計算費の一億一千八百万円について、委託業者の選定方法についてただしたのに対し、「現在稼働中の電算システムは、プロポーザル方式で、業者選定を行った。」との答弁がありました。

十七 新庁舎建設事業費の委託料についてただしたのに対し、「実施設計の分である。」との答弁があり、委員から、基本設計は幾らかとただ

したのに対し、「基本設計と造成設計、実施設計ともで、一億八千六百八十四万円で、二十九年度が九千八十万円の上限の債務負担行為を組み、三十年度において九千七百八十万円の債務負担である。」との答弁がありました。

十八 安全対策費の調査業務委託料についてただしたのに対し、「地籍調査委託料であり、五條市西地区、プレディアゴルフ場周辺の地籍調査の分である。」との答弁がありました。

十九 地域公共交通運行業務委託料六千九百四十万二千円にコミュニティバスとデマンドタクシーの委託も含まれているのかとただしたのに対し、「全て含まれている。」との答弁がありました。

二十 五條市UIJターミナル住宅取得補助金について交付件数をただしたのに対し、「平成二十九年度二月末現在でUIJが七件、新婚が三件である。」との答弁があり、委員から、UIJ七件で総額幾らかとただしたのに対し、「五百八十七万七千円である。」との答弁があり、委員から、予算額一千五百万円を要求した理由をただしたのに対し、「問合せの件数が相当数あり、五條市のPRビデオを制作して五條市を知っていただく活動の中で期待値も込めて十五件の予算を計上したものである。」との答弁がありました。

二十一 五條市まちづくり基本構想策定業務について、基本構想を練る上で地元に対し調査することはあるのかとただしたのに対し、「ワークショップを開催して地元の意見を伺いながらと考えている。」との答弁があり、委員から、地元の意見をしっかりと聞いて協議を進めてもらいたいとの意見がありました。

二十二 交通安全母の会の補助金が前年の半額となっている経緯をただしたのに対し、「新入学生に渡す交通安全の啓発物品について品物を変更し、三万円程度で用意できることとなったもので、会長にも確認して変更させていただいたものである。」との答弁がありました。

二十三 木質バイオマス小型熱電併給事業化調査業務委託料についてただしたのに対し、「一つのボイラーで電気を発生するときの熱を同時に利用できないか、昨年から大阪大学機械工学燃焼工学室で取り組んでいたのに対し、事業については、環境省の再生可能エネルギー電気熱自立的普及促進事業で補助率一〇〇パーセントであり、ふれあい交流館や再活用する小中学校での活用を含めてコスト面、二酸化炭素の問題など一体的に捉えて成果を出せないか、環境省の事業を用いて計画しているものである。」との答弁がありました。

二十四 コミュニティ助成事業助成金についてただしたのに対し、「宝くじ普及促進事業に要望したもので、事業内容として、大塔支所の一面で、以前南都銀行が入居していたスペースを活用して、大塔町の高齢者が健康維持の目的で健康サロンや健康体操あるいは転倒防止の体操などをを行うための、機器、備品をコミュニティ助成事業により購入するもので、事業主体大塔町の自治連合会となる。」との答弁がありました。

二十五 集会所建設事業補助金について、建設場所及び自治会をただしたのに対し、「集会所の改修の補助金で、大澤町・本町コミュニティセンター・島野公会堂の三箇所の改修補助金である。」との答弁がありました。

二十六 工事用進入路家屋等事前調査業務委託料について妥当な金額かとただしたのに対し、「二戸当たり約二十九万五千円で三十九戸分である。路盤の調査により、十分な地耐力があるとの結果は出ており、舗装工事の後どれだけ振動が残っているか見極めて調査業務を執行したい。」との答弁がありました。

次に、民生費についてであります。

二十七 緊急通報システムセンター業務等委託料の今年度の実績をただしたのに対し、「平成三十年一月末現在、四百三十一台となっている。」との答弁があり、委員から相談件数、時間帯、相談の多い地域、どういう方が困っているかなど事業の検証が重要になるとの意見がありました。

二十八 敬老会委託料の委託先についてただしたのに対し、「開催の施設設置及びアトラクションについて、奈良新聞社に委託している。」との答弁があり、委員から昨年の敬老会の出席者数をただしたのに対し、「約八百人の出席があり、今後バスの便数を再検討するなどして、参加しやすい敬老会としたい。」との答弁がありました。

二十九 国保事業繰出金三億四千二百四十万円が一般会計から国保会計への法定内繰入金にあたるのかとただしたのに対し、「法定内繰入金である。」との答弁がありました。

三十 社会福祉法人指導監査体制強化業務委託料についてただしたのに対し、「市内八法人の指導監査を市が行う形で二年に一度、一年につき四法人の監査を実施している。」との答弁があり、委員から、指導監査の内容をただしたのに対し、「現況報告書の書面監査は毎年、八法人の会計面のチェックを行っている。」との答弁がありました。

三十一 市遺族会補助金について、前年度と比較して大幅な減額になっていることをただしたのに対し、「市の遺族会への補助金は毎年ある当該補助金と、二年に一度、靖国神社に参拝する研修補助金とがあり、平成二十九年度に靖国神社参拝があったことから、三十年度はその分が減っている。」との答弁があり、委員から、前年度に靖国へ参拝した人数をただしたのに対し、「約七十五人と記憶している。」との答弁がありました。

三十二 障害者相談支援事業の委託先と相談件数をただしたのに対し、「委託先は吉野コスモス会で、相談件数は平成二十八年で百十八人、延

べ九百六人である。平成二十九年度も昨年並みとなる見込みである。」との答弁があり、委員から、相談内容をただしたのに対し、「福祉サービスの利用方法の相談が約五五パーセント、健康や医療についての相談が約二〇パーセント、就労についての相談が約一一パーセントとなっている。」との答弁がありました。

三十三 市町村相談支援機能強化事業委託についてただしたのに対し、「障害者相談支援事業の相談などで、精神症状など起因する高い専門性を必要とするような障害者に対する支援であるとか、交通困難地区に居住する障害者の安否確認や相談対応、相談支援事業所の閉所時間帯の相談対応、また、その時間帯の市職員に対する専門的な知識の提供及び閉所時間帯に必要が生じた訪問指導などが含まれている。」との答弁があり、委員から、委託先は入札それとも指導免許を持ったところかとただしたのに対し、「相談支援機能強化事業は障害者相談支援事業と一体で、精神保健福祉士が数名在籍する吉野コスモス会に、一市三町 五條市、吉野町、下市町、大淀町併せての委託になっている。」との答弁があり、委員から、障害者が就労の相談の電話を掛けたところ、対応が不親切であったということ聞いており、委託先をしっかりと指導していただきたいとの意見がありました。

三十四 児童福祉総務費の新婚新生活支援補助金についてただしたのに対し、「経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することを目的としている。」との答弁があり、委員から、新婚世帯住宅取得補助金やUIJターン住宅取得補助金などとの違いをただしたのに対し、「福祉的な観点から世帯の所得が三百四十万円未満の世帯に対し、交付している。」との答弁がありました。

三十五 ひとり親家庭自立支援給付費についてただしたのに対し、「内訳は、ひとり親家庭の自立を支援するための教育訓練給付事業が二十万円、高等職業訓練の促進給付費が百二十万円、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業として十五万円を計上している。」との答弁がありました。

三十六 各保育所施設整備工事費についてただしたのに対し、「主に、南宇智保育所の床改修工事ほか二箇所、北宇智保育所の給食室エアコン取替え工事ほか二箇所、阪合部保育所のエアコン取替え、牧野保育所のプール改修工事、宇智野保育所の天井改修工事ほか一箇所、岡保育所のエアコン改修工事となっている。」との答弁があり、委員から、発注は児童福祉課などが行い、保育士は保育業務に専念できるように負担を掛けないようお願いしたいとの意見がありました。

午後四時五十四分に十五日の委員会は閉会しました。

十五日に引き続き、十六日、午前十時から審査を再開しました。

次に、衛生費についてであります。

三十七 南和広域医療企業団負担金について五條市の負担割合と金額についてただしたのに対し、「平成三十年度は三〇・一三パーセントとなっている。」との答弁があり、委員から、以前より上がっているのかとただしたのに対し、「平成二十九年度までは二九・九五パーセントとなっており、三十年度から負担割合が変わっている。」との答弁があり、委員から、今後の見直しをただしたのに対し、「国勢調査のある年に見直しが行われ、人口割、距離割や財政力指数に基づき見直される。」との答弁がありました。

三十八 水道事業繰出金の水道事業出資金一億九千二百二十万円についてただしたのに対し、「水道事業の出資金で二箇年の計画で上水の水利権を取得する事業に対するもので、当初三億五千三百万円というものを二箇年に分けて予算組みし、三十年度については一億九千二百二十万円、残りは次年度で予算組みするというものである。」との答弁がありました。

三十九 保健福祉センター費のエレベーター保守点検委託料について、保守点検回数をただしたのに対し、「年四回保守点検を実施している。」との答弁があり、委員から、自動ドア保守点検業務委託料及び空調設備保守点検業務委託料について同様にただしたのに対し、「それぞれ年二回保守点検を実施している。」との答弁があり、委員から、市役所庁舎全一括で契約する方が経費を節約できるのか、今のよう担当課毎に契約する方が節約できるのか、今後検討してもらいたいとの意見がありました。

四十 刈草等たい肥化業務委託料についてただしたのに対し、「みどり園に搬入された刈草について車谷自治会に委託して刈草を堆肥化させてでき上がった堆肥をあすなる園で袋詰めをお願いしている。また、年間約二〇〇から三〇〇トンの一部を定期的に広報を行い、市民に配布している。」との答弁があり、委員から、費用対効果についてただしたのに対し、「以前、費用対効果に関して積算したことがあり、ごみとしてやまとクリーンパークで燃やさないでこちらで堆肥化すると、それなりの費用対効果が出ているという評価をしている。また、あすなる園に委託しているが、障害者の方の社会参加ということで、施設長からも評価していただいている。」との答弁がありました。

四十一 浄化槽設置整備事業費補助金についてただしたのに対し、「市内の下水道認可区域外で浄化槽を設置する個人に補助するもので、平成三十年度は三十五基分を計上している。」と答弁があり、委員から、市民の要望に対応できるのかとただしたのに対し、「平成二十八年度は十九基、平成二十九年度で二十一基と推移しており、市民の要望に対応できると考えている。」との答弁がありました。

四十二 空き家再生等推進事業、除去事業補助金についてただしたのに対し、「老朽危険空き家の除去工事に要した費用の二分の一を補助するものである。」との答弁があり、委員から、危険な空き家について、こういう補助制度を使って周辺住民の不安を軽減できるような取組を今

後もお願いしたいとの意見がありました。

四十三 新し尿処理施設周辺環境整備事業交付金についてただしたのに対し、「内訳として、里道整備測量業務二百万円、里道整備事業四百万円、二見、地元の地域振興事業費として百万円となっている。」との答弁があり、委員から、地域振興事業費についてただしたのに対し、「五條市し尿汲取施設、クリーン・オアシスの周辺環境整備交付金要綱に基づき、交付対象経費として周辺環境整備のうち、交付対象者が実施主体となる事業に要する経費という内訳があり、それに基づき交付するものである。」との答弁がありました。

四十四 胃がん検診の受診率をただしたのに対し、「平成二十八年度は一千八十七名で受診率は九パーセント。」また、「大腸がん検診は二千五百三十五名で受診率は二一パーセントである。」との答弁があり、委員から、受診率が低い、この検診でがんが見つかり、早期に手術をして命を助けてもらったという市民もいるので、受診率が上がるよう、周知徹底をお願いしたいとの意見がありました。

四十五 ごみ中継施設整備工事費七億六千八百九十九万円についてただしたのに対し、「五億八千九百万円がごみ中継施設整備工事費のうち、四億八千万円が中継施設の建設工事費で、一億九百万円が造成の部分となり、先般繰越した一億円と合わせて造成費については二億九百万円ということ、二月七日に入札を行い、市内の業者に決定して伐採等の工事が進んでいる。」との答弁がありました。

次に、農林業費についてであります。

四十六 農業次世代人材投資資金についてただしたのに対し、「新規就農後五年以内の方を対象としたもので、経営の不安定な就農初期段階の就農者の所得確保及び安定化を図るものである。」との答弁があり、委員から、安定化への給付期間をただしたのに対し、「最長五年間の給付となっております、今予算は十五名を予定している。」との答弁がありました。

四十七 施業放置林整備事業について、阪合部の火打町からジビエル五條までの河川沿いの山林について、当該事業ができるのかただしたのに対し、「毎年二〇から三〇ヘクタール実施しているが、御指摘の地区が地域整備計画に入っていれば、対象とすることができる。今後検討したい。」との答弁があり、委員から、ジビエル五條への道なので、そのまま放置せずある程度の措置はとっていただきたいとの意見がありました。

四十八 慰霊碑建立工事費八十万円についてただしたのに対し、「鳥獣に対する慰霊碑を建立するもので、施工については入札を予定している。」との答弁がありました。

四十九 林道開設事業工事費についてただしたのに対し、「内訳として高野辻阪本線の改良工事、残土場整備工事、高野辻阪本線の排水工事と

なっている。」との答弁があり、委員から、地域をただしたのに対し、「大塔地域が五箇所、西吉野地域が一箇所。」との答弁があり、委員から、この地域は冬場は積雪のため工事がしにくい地域のため、早期に発注していただき、繰越の起きないようお願いしたいとの意見がありました。

五十 市町村治山事業工事費についてただしたのに対し、「西吉野町八ツ川で六百万円、西吉野町永谷で九十万円を予定している。」との答弁があり、委員から、昨年十月の台風災害によるものかとただしたのに対し、「今回発注の市町村治山事業は平成二十五年の十八号台風関連である。」との答弁がありました。

五十一 全国ウメ生産者女性サミット補助金についてただしたのに対し、「平成三十一年三月九日と十日に掛けて、約五百人規模で二日間行う予定である。」との答弁があり、委員から、メイン会場をただしたのに対し、「メイン会場はリバーサイドホテルを予定しており、実行委員会は構成員二十五名である。」との答弁がありました。

次に、商工費についてであります。

五十二 企業立地雇用促進奨励金についてただしたのに対し、「企業立地奨励金については、十年間の交付期間となるが、雇用促進奨励金は一回、一年限りの交付となっている。」との答弁があり、委員から、雇用促進奨励金により雇用数にどのように変化があったか正確な数値を把握する必要があるのではないかと意見に対し、「今後効果を検証するために人数の把握に努めたい。」との答弁がありました。

五十三 ドックラン整備工事費についてただしたのに対し、「西吉野町の、こんぴら館にドックランを整備する工事で、こんぴら館の東側にある屋外テラス及び法面に高さ一・五メートル程度のフェンスを二〇メートル設置し、ドックランを約三〇〇平方メートル整備するもの。」との答弁がありました。

五十四 大塔道の駅トイレ改修工事費についてただしたのに対し、「平成五年の供用開始以来、二十五年間全面的なトイレの改修はされておらず、洋便器が少ないなど来訪者にも不便を来しており、利便性を高め道の駅のイメージアップを図るものである。」との答弁があり、委員から、トイレ改修に合わせて道の駅の収益が上がるような手立てはあるのかとただしたのに対し、「道の駅に電気自動車の急速充電器を設置したところであり、それによる集客も図り収益アップを目指している。」との答弁があり、委員から、環境を整えても経営の努力が見られないとの意見がありました。

五十五 栄山寺緑地公園看板製作設置委託料及び栄山寺緑地公園整備工事費についてただしたのに対し、「委託料については栄山寺緑地公園駐

車場に現在設置している看板が老朽化したため新しく製作するもので、工事費については遊歩道の木製手すりについて予算の範囲内で新しくするものである。」との答弁があり、委員から、看板設置については、できれば県道から目に付く場所に設置すればPR効果も上がると思うので検討していただきたいとの意見がありました。

五十六 大塔公の施設指定管理委託料について、ふれあい交流館レストランの再開見通しをただしたのに対し、「レストランを一時休業しているが、四月以降早い段階で開業できるよう相手方と鋭意協議を進めてまいりたい。」との答弁があり、委員から、大塔ふる里センターに一層頑張ってもらうためにも、ふれあい交流館レストランの休業部分は減額すべきとの意見があり、「指定管理期間五年間の中で考えるもので一年の部分だけ捉えて減額することは考えていない。予算の組み方については、レストランから急きょ異動した郷土館、天辻施設の方に必要な経費を入れ、歳入歳出のバランスを取り、レストランがないふれあい交流館の予算は削除して、収支の均衡を取っている。五年間のスパンの中で営業することの指定管理料と捉えているので、その費用対効果を考え頑張ってもらいたい。」との答弁があり、委員から、決して大塔ふる里センターをなくせと言っているのではない、より一層頑張ってもらいたくするためにも一度は休業による減額をすべきであると申し上げるとの意見がありました。

五十七 明治維新百五十年記念事業補助金についてただしたのに対し、「明治維新百五十年という記念イベントを開催し、維新の魁である天誅組のPRに努め、由緒ある民俗資料館とそれを取り巻く豊かな自然、市内の観光を県内の多くの人に伝え誘客促進につなげていく補助金である。」との答弁があり、委員から、イベント内容をただしたのに対し、「市内で明治維新百五十年記念イベントを開催、記念講演会やパネルディスカッション、天誅組の映像の上映などを行う予定である。」との答弁がありました。

次に、土木費についてであります。

五十八 道路新設改良事業工事費についてただしたのに対し、「旧岡中線、岡口六号線、奥谷西新子線、北出上出線の四路線である。」との答弁があり、委員から、舗装工事の有無をただしたのに対し、「舗装工事は別で予算計上している。」との答弁がありました。

五十九 交通安全対策施設整備事業工事費についてただしたのに対し、「工事としては、区画線白線、カーブミラー、ガードレールの損傷箇所への取替え、教育委員会からの要望がある通学路の歩道等の舗装などを考えている。」との答弁があり、委員から、カーブミラーについて市内に何箇所あるのか、今回この事業で何箇所のカーブミラーが整備されるのかをただしたのに対し、「二十三箇所を整備するが、全体の数については資料を持ち合わせていない。」との答弁があり、委員から、カーブミラーの管理は危機管理課、補修や新設は建設課と理解しているが

変わらないかとただしたのに対し、「変わっていない。」との答弁がありました。

六十 道路ストック点検委託料についてただしたのに対し、「平成二十六年に実施したトンネル点検に基づいて、その修繕計画を策定するものである。大塔地区は天辻隧道、小代下一号、小代下二号、小代下三号の四箇所、五條地区、西吉野地区では鳥居前車谷線堺峠トンネル、神戸百谷線夜中トンネル、南朝トンネル、湯塩トンネル、白銀隧道の五箇所、計九箇所となっている。」との答弁がありました。

六十一 中央公園親水広場新設工事費などについて配布された図面基づいて説明を求めたのに対し、「図面上ふわふわドームの左手にレイアウトする」と答弁があり、また直径二〇メートルの円形噴水の仕様、物販施設のレイアウトなどについての答弁も併せてあり、委員から、物販についてただしたのに対し、「ジュース、ソフトクリーム類等の飲食物を検討している。」との答弁があり、委員から、ふわふわドームは濡れた体で遊ぶと滑って危険なので、体の水切りができるよう配慮して、両施設の位置関係を検討してもらいたいとの意見があり、また委員から、予測できない子供の動きで、噴水施設の水圧で事故が起きないように取組をお願いしたいとの意見がありました。

六十二 周遊観光拠点施設整備事業の道路整備工事費についてただしたのに対し、「野原西の観光交流センターのところの道路改良工事で約三〇メートルを道路改良するもの。」との答弁があり、委員から観光客の歩道か、車両も通行できる道路なのかとただしたのに対し、「車両も通行でき、市道が旭町までつながっており、周遊道路になる。」との答弁がありました。

六十三 大和二見駅前公衆用トイレ建築工事費について、今後の管理についてただしたのに対し、「現在、JR西日本和歌山支社と協議中である。」との答弁があり、委員から、現時点では市が委託料を出して、清掃等はJR職員OBの方が行っているようだが、より良い形で進めていただくようお願いしたいとの意見がありました。

次に、消防費についてであります。

六十四 防災行政無線整備設計業務委託料についてただしたのに対し、「アナログ方式で現在運用している大塔地区の防災行政無線について、五條・西吉野地区で運用しているデジタル方式に統合し、デジタル化を図るものである。」との答弁がありました。

次に、教育費についてであります。

六十五 中学校生徒宿泊訓練事業について、実施場所をただしたのに対し、「日高青少年自然の家や曾爾村などで主に中学校二年生を対象としている。」との答弁があり、委員から、学習する課題が違うのかもしれないが、大塔の星のくいで実施できないものかとただしたのに対し、「小学生のときに既に星のくいで宿泊訓練を行っているかもしれないが、中学生としての防災の学習などがあり、その対応ができるかなど、

学習目的が達成できるか、情報交換の必要があるが、学習目的が達成でき宿泊人数等の対応も可能であれば学校現場の方と協議をしたいと考えている。」との答弁があり、委員から、市内でできることは市内の財団大塔ふる里センター施設を活用していただきたいとの意見がありました。

六十六 オンライン英会話授業システム使用料についてただしたのに対し、「二〇二〇年から新学習指導要領で本格的に実施される小学校の英語の教科化に対応するため、昨年度からモデル事業として一校にこのオンラインの英会話システムを導入している。」との答弁があり、委員から、導入予定学校をただしたのに対し、「モデル的に牧野小学校で実施しているもので、複数のクラスのある学校で、より英会話の学習が効果的かどうかを検証する観点から、導入したものである。」との答弁がありました。

六十七 幼小中学生ボランティア活動推進事業委託料についてただしたのに対し、「十五校に、三万六千円ずつ支払い、今後、社会に出てボランティアに貢献するボランティア精神を育むことを趣旨として、学校での花壇の花植えや、校区内のごみ拾いなどいろいろ奉仕活動をしていただいている。」との答弁がありました。

六十八 発掘調査業務委託料についてただしたのに対し、「五條市内の個人住宅の建築工事において、埋蔵文化財が発見された場合、文化財課の方で発掘調査費を負担するもので、二件分の調査費を計上したものである。」との答弁があり、委員から、個人住宅でも行政が調査をするのかとただしたのに対し、「埋蔵文化財包蔵地が地図の中に既に記載されたものが奈良県にあり、五條市内で個人が新築をされる場合、建築用地が埋蔵文化財の包蔵地に掛かっていないかどうかの確認のため、建築業者が文化財課に来ている。エリアに掛かる場合は、文化財課で土地に掛かる部分の調査をしている。」との答弁がありました。

次に、災害復旧費・公債費・予備費についてであります。

六十九 災害復旧費についてただしたのに対し、「民生施設災害復旧費について、西吉野町平沼田老人憩の家の災害復旧工事で、林業施設災害復旧費について、林道災害による倒木除去及び土砂撤去で、道路橋梁災害復旧費・河川災害復旧費については、道路一路線と二河川の工事である。」との答弁がありました。

次に、一般会計歳入についてであります。

七十 市税が個人・法人ともに前年比増加している算出根拠をただしたのに対し、「個人、法人共に前年とは算出方法が変わっている。」との答弁があり、委員から、固定資産税も同様かただしたのに対し、「同様に変わっている。」との答弁があり、家屋の算出基準をただしたのに対し

し、「国の評価基準により建築物の柱や屋根などの点数を積算するものであり、建築した地域は評価に関係がない。」との答弁がありました。

七十一 コミュニティバス使用料についてただしたのに対し、「五條コース、西吉野コース、大塔コースそれぞれの内容について」答弁があったが、委員から、それぞれの予算計上方法が違い大変分かりにくい、整合性のある予算書への計上が必要ではないかとの指摘がありました。

次に、特別会計についてであります。

国民健康保険特別会計についてであります。

七十二 国民健康保険事業の納付金、保険基盤安定繰入金など詳細をただした後、一般会計からの法定外繰入を認めないことになっているのかとただしたのに対し、「奈良県国民健康保険運営方針では、国保財政を安定的に運営していくためには保険給付に対する費用等に係る支出を保険税や国保負担金等によって賄うことにより、国民健康保険特別会計の収支が均衡していることが重要となっており、財源不足の場合は、県の貸付け制度を受け、一般会計からの法定外繰入金を行う必要がなくなるとしている。」との答弁がありました。

次に、下水道事業特別会計、墓地事業特別会計について質問はありませんでした。

次に介護保険特別会計であります。

七十三 介護事業者の介護報酬は上がると聞いているが、この予算に反映されているのかとただしたのに対し、「介護保険料の算定に当たり三年間の給付見込みで算定しており、介護報酬改定による給付費の伸びを平均〇・五四パーセント増と見込んで保険料を決めている。」との答弁がありました。

次に、大塔診療所特別会計、農業集落排水事業特別会計について質問はありませんでした。

次に後期高齢者医療特別会計であります。

七十四 後期高齢者医療特別会計に一般会計から一億八千四百四十万円が繰入れされているが、予算総額は幾らかとただしたのに対し、「後期高齢者医療特別会計の予算は四億七千七百四十万円である。」との答弁がありました。

次に水道事業会計であります。

七十五 水道事業会計への一般会計からの繰入金についてただしたのに対し、「一般会計からの繰入金一億九千九百九十六万円は簡易水道の地域の事業に係る出資金であり、一億九千九百二十万円の出資金はダムの使用権に係る出資金である。」との答弁がありました。

水道事業会計の審査終了後、意見調整のため暫時休憩に入り、再開後、予算審査特別委員会の総意として、今回の予算議定は事業が多岐に

わたっているが、昨年よりも基金の取り崩しは減少している。今後においては健全な予算執行を目指し、取り組んでいただきたいとの意見がありました。

こうして、当委員会に付託された十議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、議第六号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について、及び議第二十五号 平成三十年五條市一般会計予算議定については一括採決の結果、全員一致をもって可決すべきものとするに決定し、議第二十七号から議第三十三号については一括採決の結果、全員一致をもって可決すべきものとするに決定し、議第二十六号 平成三十年五條市国民健康保険特別会計予算議定については、起立採決の結果、可決すべきものとするに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

ただいまの予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、議第二十六号、平成三十年五條市国民健康保険特別会計予算議定についての反対討論をさせていただきます。

議第十四号の国民健康保険条例の改正の中でも明らかにいたしましたように、国民健康保険事業は国民健康保険法第一条にありますように、社会保障制度の一環として行うべきだというふうの規定されており、大変重要な事業でありますので、国民健康保険事業そのものは反対するものではありません。医療保険制度の改革関連法にも規定されていないような国保税の統一というものを奈良県がその方針をもって進めているという、こういった問題がありますので、そういった問題点のみに反対する次第であります。

まず最初に、予算の歳入歳出について幾つかの問題点を明らかにしたいと思います。

上程されております平成三十年五條市国民健康保険予算案の歳入の国民健康保険税を見ますと、八億四千七百一十一千円予算化されて

おります。ところが歳出の県への納付金を見てみますと、十億六千五百六十七万三千円、つまり被保険者の皆さん方からいただく予算が八億四千七百一十万円、これを一〇〇パーセントいただいてもまだ約一億五千万円プラスして、県へ納めなければならないということになっているわけですね。

そして次に、国庫支出金を見てみますと、平成三十年度はわずか二千円、国から入るお金が二千円です。ところが平成二十九年度を見ますと、十二億八千五百万が入っているわけですね、入る予算になっておるわけです。今回ただの二千円なんです。この部分はどこに入ったかと言いますと、いわゆる管理責任が県に主体が移行していますので、多分県に入っているというふうに思うんですね。

次に、県支出金を見ても、平成二十九年度は三億六千七百円入る予算になっておりますけれども、三十年度はやはり膨れ上がって三十一億八千五百万円になっていきますね。約十倍に膨れています。ところがこの三十一億八千万というのは、いわゆる五條市の国保会計から払わなければならない保険給付費に相当する額なんです。保険給付費の三十年度の予算を見ますと三十一億六千七百八十七万ですから、ほぼ五條市の保険会計から払わなければならないお金だけが県支出金として入ってくるという予算になっているわけですね。

このように予算の面でも、国の支出金はほとんど県に入る、そして五條市が納めなければならない納付金は、被保険者からいただく八億四千七百一十万に一億五千万円ぐらいプラスして県に納めなければならないと、ほとんどの財源が県に入っていくことになるわけです。こういった予算編成になっているわけがあります。

したがって、やはり議第十四号でも明らかにさせていただきましたように、保険税の統一化というものは、これまで数十年掛けて被保険者の皆さん方の負担を軽くするために一般会計からの法定外繰り入れ行ったり、健康対策を増進したりということと頑張ってきたところが実らなくて、保険税の値上げになると、これから努力しても、もう保険税は統一ですから、県が決めた統一の保険税になりますから、これから努力してもそれが実るのかどうか分からないという、こういう問題のある奈良県の県単位化の方針になっているということですね。

したがって、改正改革関連法でも決められていないような保険税の統一化というのはやっぱり正さなければならないのではないかなと、そして国民健康保険法第一条にありますように、社会保障制度としてやはり安定的に運営していくためには議第十四号でも明らかにしましたように、都道府県化に移行するときの全国知事会に約束した年間三千四百億円、これからも毎年国ですということと、同時に介護保険会計への国の負担率を昭和五十五年当時の五七・五パーセントにまた戻していくという、この要求ですね。これらのことを全国知事会、市長会、そして関係団体・国民がこぞって要求して、国民健康保険法第一条にある社会保障制度に近づけていくということ

がこれからの重要な課題になるのではないかなというふうを考えます。

以上の理由をもちまして、今回の議第二十六号、平成三十年五條市国民健康保険特別会計予算議定の中の問題点部分についての反対討論とさせていただきます。

○議長（平岡清司）以上で討論を終結いたします。

これより議第六号、議第二十五号及び議第二十七号から議第三十三号までの平成三十年各会計予算並びに関連議案の九議案を一括して採決いたします。

これは、議第二十六号、五條市国民健康保険特別会計予算議定については除くものであります。

お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員長から報告がありましたとおり、本九議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本九議案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に議第二十六号、五條市国民健康保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）トイレ休憩のため、休憩いたします。

再開時間は追って連絡いたします。

午後二時三十八分休憩に入る

午後三時三十分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第四、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）同第一号 五條市副市長の選任について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第一号、五條市副市長の選任について提案理由の説明を申し上げます。

榎内成吉副市長の任期が本年三月三十一日をもって満了となるため、その後任を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。

榎内成吉氏は皆さんも御存じのとおり、現在副市長として五條市の発展、地方創生のため御尽力をいただいているところであります。

人格が高潔で、地方自治に精通しており、長きにわたる行政経験も活かして引き続きこれからの五條市のまちづくりのため、本市の副市長として適任者であります。

なお、任期につきましては、平成三十年四月一日からの四年間であります。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（平岡清司）次に日程第五、同第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）同第二号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第二号、五條市教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。

五條市教育委員会委員のうち大西修二委員の任期が本年六月二十日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり、議会の同意を求めらるるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。

大西修二氏は皆さんも御存じのとおり、現在教育委員会委員として五條市教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。

また、高等学校教諭を退職されてからも、非常勤講師として熱意を持って多くの子供たちの教育・指導に取り組みをいただいております。人格が高潔で、教育・学術及び文化に関して識見を有し、人望も厚く教育委員会委員として適任者であります。

なお、任期につきましては、平成三十年六月二十一日からの四年間であります。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（平岡清司）次に日程第六、同第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）同第三号 五條市公平委員会委員の選任について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第三号、五條市公平委員会委員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

公平委員のうち、辻内さえ子委員が本年三月三十一日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任するに当たり、同意を求めるものであります。

後任として山本利恵子氏をお願いするものであります。

山本氏は昭和五十二年から幼稚園教諭として五條市教育委員会に奉職し、幼稚園長を経て子どもサポートセンター所長、西吉野支所長を歴任され、平成二十九年三月に定年退職された後は、五條市社会福祉協議会西吉野・大塔支所長として御活躍されており、人格が高潔で地方自治に精通し、人事行政にも高い識見を有する人であります。これらの経験と女性の視点から幅広い知見を活かし、職員の不利益処分などの審議を公平な判断をしていただけるものと強く確信をいたす次第であります。

なお、任期につきましては、平成三十年四月一日からの四年間であります。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（平岡清司）次に日程第七、同第四号から同第六号までの三議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）同第四号 五條市固定資産評価審査委員会の選任について。

同第五号 五條市固定資産評価審査委員会の選任について。

同第六号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第四号から同第六号までの三議案につきまして、いずれも五條市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

五條市固定資産評価審査委員会委員であります間林耕司委員、東 康朝委員、山本喜代志委員の任期が本年三月三十一日をもって満了となるため、その後任を選任するに当たり、議会の同意を求めます。

お手元の名簿を御覧いただきたいと思えます。

同第四号は、間林耕司氏の再任をお願いするものであります。同氏は司法書士をされております。

同第五号は、新たに谷口幸雄氏をお願いするものであります。同氏は本市の元職員であり税務課長補佐を経験され、地方税制にも精通しております。

同第六号は、山本喜代志氏の再任をお願いするものであります。同氏は元税務署職員で、現在は税理士をされております。

三名とも専門分野に精通されており、識見はもとより地価の動向、家屋の構造についても精通されており、また信望も厚く公平かつ公正、的確な判断を必要とする固定資産評価審査委員として適任者であります。

なお任期につきましては、平成三十年四月一日からの三年間であります。

議員各位には、御理解をいただき御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（平岡清司）次に日程第八、発議第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第一号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書について。標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成三十年三月二十三日提出

提出者 五條市議会議員 山口 耕 司

賛成者 五條市議会議員 岩 本 孝

〃 養 田 全 康

○議長（平岡清司）提案理由の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま上程されました発議第一号、洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書（案）

一昨年八月の北海道・東北豪雨や、昨年七月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各々の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急対策プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、概ね三箇年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。

よって政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

#### 記

一 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成二十九年補正予算で約一千三百億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。

二 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体により柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。

三 今回の「中小河川緊急治水対策プロジェクト」は、概ね三箇年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年三月二十三日

#### 五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。  
ありがとうございました。

○議長（平岡清司）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平岡清司）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（平岡清司）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出  
一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって申し出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（平岡清司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十六日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成三十年度各会計予算を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り厚くお礼を申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際し本会議、各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願いを申し上げます。

以上で、閉会の挨拶といたします。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成三十年五條市議会第一回三月定例会の閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

去る三月一日に開会されました本年第一回目の定例会におきまして、五條市認定こども園整備推進実施委員会条例を始め平成三十年度一般会計予算など多数の重要案件につきまして、長期間にわたり慎重に御審議を賜り一部を除き原案のとおり御議決賜りました。心からお礼を申し上げます。

ここに成立を見ました平成三十年度予算につきましては、適正かつ円滑な執行に努めますことはもとより、将来に向けての予算の調製は長に委ねられた権限であることを十分に認識し、今までと同様、基金の積立及び活用については、執行機関としての判断と責任において、計画的に進めてまいり所存であります。

今会期中に賜りました議員各位からの意見や提言については、今後の市政運営に活かしてまいりたいと考えておりますので、より一層の御協力をお願い申し上げます。

また本市に、奈良県より派遣をしていただきました山田理事と八田技監が本年三月三十一日の任期満了をもって奈良県に戻られます。山田理事におきましては、平成二十七年より三年間、八田技監におかれましては平成二十八年度より二年間、市政運営に關しまして奈良県

職員として培った経験を本市において存分に発揮をしていただき大いなる貢献をいただきました。

また、本年度末に定年退職を迎えられます山本危機管理監、竹本すこやか市民部長、泉谷大塔支所長におかれましても長年にわたり市政運営にかかわり御尽力をいただきました。

市を代表いたしましたして、心から感謝を申し上げます。今後とも本市行政に対し御指導、御鞭撻をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

ようやく春めいてまいりましたが、まだまだ寒暖の差が大きいことから議員各位には健康に十分な御留意をいただき、これからも市政発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます、閉会に当たつての御挨拶いたします。

○議長（平岡清司） これをもちまして、平成三十年五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午後四時五十一分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 平岡清司

署名議員 牧野雅一

署名議員 吉田正

署名議員 岩本孝